

## 議題 1

# 鴨川市内の大規模太陽光発電施設計画に 係る事案の経過等について

令和8年2月6日  
有識者会議事務局

## 各種手続きに係る経緯①

年月	FIT法	森林法	盛土規制法	自然環境保全条例	その他
平成26年3月	FIT認定 (3.31)			H29.1~12 事業者が自然環境調査を実施	
平成31年3月					鴨川市と事業者が工事着工に係る協定を締結
平成31年4月		林地開発許可 (4.25)			
令和元年7月				自然環境保全協定の締結 (7.5)	
令和3年4月	(森林法関係) この間、10回の事業 休止届の提出	休止届提出① (4.30)	(自然環境保全条例関係) この間、10回の事業期間の 延長に係る変更届の提出		休止期間 (工事施工者の選任のため) (~R3.8.31まで)
令和5年3月	<b>FIT認定失効</b> (3.31)	変更届提出 (3.17)			代表社員変更 (→CES千葉(同))
令和5年5月			盛土規制法施行 (5.26)		
令和6年9月		休止届提出⑩ (9.30)		R6.2~8 事業者が補足の自然環境調査を実施	休止期間 (~R6.12.31まで)

## 各種手続きに係る経緯②

年月	FIT法	森林法	盛土規制法	自然環境保全条例	その他
令和6年12月		林地開発行為再開届、林地開発行為変更届の提出 (12. 25)			再開予定 (R7. 1. 1~) 変更内容は 工事施工者、期間
令和7年2月				変更協定の締結 (2. 25)	
令和7年5月		林地開発行為着手 (5. 7)	盛土規制法規制開始 (5. 26)		
令和7年6月			盛土規制法上の届出 (6. 11)		
令和7年10月		工事一時中止及び復旧措置の指導 (10. 28)	報告徴取・工事一時 中止の指導(10. 24)	残置森林の伐採の状 況等の報告について 要請 (10. 29)	市民団体等から県へ 要望書提出
令和7年11月			事業者から報告の提 出 (11. 14)	事業者から一部報告 の提出 (11. 14)	第一回有識者会議 (11. 18)
令和7年12月		事業者から復旧措置計画書の提出 (12. 12)		残置森林の伐採の状 況等の報告について 要請 (12. 15)	有識者会議現地確認 (12. 23)
令和8年1月	FIT認定の 失効を把握 (1. 9)	復旧措置計画書の一部承諾 (1. 7) 事業継続の意思等の確認通知 (1. 13) 事業者より継続の意向が示される (1. 28)		事業者から一部報告 の提出 (1. 16、27)	

## 千葉県及び鴨川市から国への要望について

年月	出来事	趣旨・概要
令和7年10月24日	千葉県及び鴨川市から国へ要望（1回目）	太陽光発電事業については、鴨川市で行われているメガソーラー計画を含め、大規模な事業を中心として、現行の法令では十分な対応が難しい課題等があると考え、これらの課題等に関し、関係省庁に対して規制の強化や技術的助言を要望。
令和7年12月23日	関係閣僚会議において「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」が策定される	政府として、「不適切事案に対する法的規制の強化」「地域の取組との連携強化」「地域共生型への支援の重点化」という3つの柱からなる「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」を策定し、関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進めることとした。
令和8年 1月17日	千葉県及び鴨川市から国へ要望（2回目）	「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」には、令和7年10月24日に千葉県と鴨川市から行った要望に対応する施策が含まれており、大規模太陽光発電事業に係る課題解決に向けた大きな前進と評価。今後は、課題解決に向けて、早急に、具体的な規制内容等が示されることが重要と考え、国において検討が進められる規制強化への対応や、鴨川市における大規模太陽光発電施設設置計画への適切な対応を要望。

第2回要望書は次頁のとおり

農林水産大臣 鈴木 憲和 様

経済産業大臣 赤澤 亮正 様

国土交通大臣 金子 恭之 様

環境大臣 石原 宏高 様

## 大規模太陽光発電事業に関する要望について

令和8年1月17日

千葉県知事 熊谷 俊人

鴨川市長 佐々木 久之

昨年12月23日、政府の関係閣僚会議において、「不適切事案に対する法的規制の強化等」、「地域の取組との連携強化」、「地域共生型への支援の重点化」という3つの柱からなる「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」が策定され、関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進めることとされました。

当該対策パッケージには、昨年10月に本県及び鴨川市から行った要望に対応する施策が含まれており、深く感謝を申し上げるとともに、大規模太陽光発電施設設置計画に関しては、全国の複数の自治体で、生態系への影響や土砂災害リスク等を懸念する声が上がっており、その課題解決に向けた大きな前進であると認識しております。

当該対策パッケージにおいては、森林法、盛土規制法等を始めとする各種の関係法令の規制を総動員し、厳格に対応することとされており、国による技術的な助言等の支援をお願いしている本県としても、引き続き、一層の支援の継続と、国、県、市町村の取組の連携強化をお願いするところです。

一方、当該対策パッケージは、幅広い視点から施策の基本的な方向性を示しているところですが、具体的な法的規制の強化等の内容については、今後、国において、検討が進められていくものと認識しており、課題解決に向けては、早急に、具体的な規制内容を示していくことが重要であると考えております。

本県としては、こうした状況を踏まえ、災害防止や環境保全等に配慮して地域共生を大前提に大規模太陽光発電事業の導入を検討していく必要があるため、また、鴨川市における大規模太陽光発電施設設置計画への適切な対応を行うため、国における対応について、下記のとおり要望します。

### 記

#### 1 森林法に基づく林地開発許可制度について

対策パッケージにおいて、森林法に基づく林地開発許可制度について、一部許可基準等の見直しの検討が示されているところですが、太陽光発電施設の大規模化に伴い、改めて、災害の防止や環境の保全などの観点から基準等の強化をお願いしたい。

また、今後、国において許可基準等が見直しされた際には、県が定める審査基準の改正を行うことを予定していますが、早期の実効性を確保するため、改正が速やかに行えるよう適宜の情報共有をお願いしたい。

#### 2 再エネ特措法等に基づく太陽光発電事業の適正性の確保について

多極分散構造にある太陽光発電事業について、長期安定的な事業継続及び地域との共生を確保し、適切な事業実施を行う能力と地域の信頼を得られる責任ある主体への事業集約を促進する観点から、昨年4月に長期安定適格太陽光発電事業者の認定制度が創設されました。

今後は、長期安定適格太陽光発電事業者の認定制度の適切な運用や適用の拡大を通じて、これまで以上に事業者の透明性を高め、適切な事業実施の確保をお願いしたい。

### 3 太陽光パネルのリサイクル制度について

太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルについては、対策パッケージにおいて、既存制度の厳格な運用及び実効的な制度整備のほか、リサイクル費用低減に向けた技術開発や、リサイクル設備の導入等への支援が示されたところです。

施策の実行にあたっては、事業終了後の太陽光パネルのリユース、リサイクル及び適正な処分のため、実効的なリサイクル法制度の整備と併せて、再生材のサプライチェーンの強靱化を含めた効率的なリサイクル体制の確保を早急にお願ひしたい。

### 4 環境影響評価について

対策パッケージにおいては、環境影響評価の対象となる太陽光発電事業の規模を見直すこととされています。

他方、例えば、当初の事業計画に基づき環境影響評価を実施したものの、その後計画を変更し、事業の規模は変わらないが太陽光パネルの配置を大幅に変える場合など、内容によっては環境影響評価を再度行う必要も考えられることから、規模以外の要件の見直しについても検討をお願ひしたい。

また、環境影響評価の対象要件の見直しは、地方自治体の条例に基づく制度にも影響を及ぼすことから、地方の意見を十分に聞いた上で行うようお願ひしたい。

### 5 関係法令の適切な運用等について

本県鴨川市における計画を始め、大規模太陽光発電施設設置計画については、全国的に見ても当該計画への対応のために、地方自治体や地元には様々な形で影響が出ています。

そのため、現在既に開発に着手されている計画も含め、森林法、文化財保護法、土壌汚染対策法、盛土規制法を始めとする各種の関係法令の規制を総動員し、法令が遵守され、地域共生が確保されるよう、厳格かつ迅速な対応をお願ひしたい。併せて、今後も発生しうる案件に適切に対処するため、必要な関係法令の整備を含めて、実効性のある措置等についても検討をお願ひしたい。

また、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）における認定失効制度については、国民負担の抑制や調達価格の適時性確保の観点から、再エネ特措法の規定を適用し、これまでに約8万件／約7GWが失効しています。

そのような状況に鑑み、例えば、林地開発許可を伴う事業の場合、事業着手後にFIT/FIP認定が失効すると、山林を伐採したまま長期間事業休止となる可能性があるなど、その後の事業継続に与える影響が大きく、森林の有する災害防止や環境保全等の公益的機能の維持・回復に課題が生じる懸念もあることから、FIT/FIP認定事業については、関係法令違反の早期発見に努めるとともに、関係法令違反に対して速やかに措置を講じるなど、FIT/FIP制度の一層の厳格な運用をお願ひしたい。

### 6 本県鴨川市における大規模太陽光発電施設設置計画への対応について

本県鴨川市における大規模太陽光発電施設設置計画について、本年1月9日に、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定が失効していることを把握しました。これを受けて、本県では、事業者に対し、今後の事業計画の継続等に係る意思を確認するとともに、資金計画など林地開発行為の適正な履行が可能であるのかを判断するために必要な事項を報告するよう求めています。

加えて、県及び鴨川市で設置した有識者会議においては、盛土の実施や残置森林の復旧には、様々な技術的課題があるとの御意見をいただいております。

昨年、本県では全庁横断的な連絡会議を設置し、鴨川市における大規模太陽光発電施設設置計画について現行法令の範囲内で取り得る手段を精査し、対策を講じているところですが、地方自治体のみで対応することは困難であることから、大規模太陽光発電事業を国策として推進してきたことを踏まえ、今後の対応については、地域の実情に即して国にも積極的な関与をお願ひしたい。

## 残置森林の一部伐採に係る復旧措置計画書の提出及び一部承認について

---

R7. 10. 28 許可条件違反（残置森林の一部伐採）が確認  
工事の一時中止及び復旧措置を指導

残置森林の伐採は、13箇所、約2.4ha

R7. 12. 12 事業者から復旧措置計画書の提出

R8. 1. 7 復旧措置計画書の一部承諾（4箇所、約0.18ha）